

リトルリーグ埼玉エリア

規 則

細 則

規 定



第一章 総則

第 1 条 (名 称)

本組織は、リトルリーグ埼玉エリア(以下埼玉エリアと云う)と云う。

第 2 条 (事務所)

事務所を所管地域内の埼玉県に置く。

第 3 条 (目 的)

NPOリトルリーグ北関東連盟主催大会の主管として大会運営に全面的に協力し、所管リーグへの刊行物および消耗品等の取りまとめを行うことを目的とする。

第 4 条 (事 業)

前条の目的達成のため次の事業のみを行う。

- (1) NPOリトルリーグ北関東連盟主催大会の主管として大会運営を執り行う。
- (2) 刊行物の発行、消耗品等の取りまとめ。

第 5 条 (所管範囲)

所管範囲は、埼玉県・栃木県・群馬県の地域内とする。

第 6 条 (組 織)

1. 埼玉エリアに次のエリアを置く、エリアの所管範囲は別に定める。
 - (1) 南エリア
 - (2) 北エリア

第二章 会 員

第 7 条 (会 員)

次の会員(以下会員という)をもって構成し運営される。

- (1) 埼玉エリアの会員は第5条に定める所管範囲のリーグとし、埼玉エリアに入会を許可され、正式に登録されたリーグをもって構成する。

南エリア	朝霞・川口・越谷・埼玉西部・志木・草加・富士見	の 7リーグ
北エリア	上尾市・宇都宮・浦和・大宮・大宮東・大宮北・深谷市	の 7リーグ

第 8 条 (入 会)

埼玉エリアの目的に賛同し会員となるには、次の手続きによらなければならない。

- (1) 入会(加盟)申込書・隣接リーグの推薦状の提出
- (2) NPOリトルリーグ北関東連盟の理事会承認が必須
- (3) 入会金・会費はなしとする。

第 9 条 (退 会)

1. 会員はその旨を文書で所管エリア長に届け、埼玉エリアを退会することが出来る。
2. 会員が次の各号に該当するときは、連盟を退会したものとみなす。
 - (1) リーグが解散したとき
 - (2) 埼玉エリアへの刊行物等の購入費等が滞ったとき

第 10 条 (罰 則)

会員及びその構成員がリトルリーグの名誉を毀損し、また趣旨目的に反する行為並びに秩序を乱す行為をとったとき、埼玉エリアはNPOリトルリーグ北関東連盟理事会の決議により、その者を警告・謹慎・出場停止または除名処分にする事が出来る。

第三章 役員

第 11 条 (役員)

1. 次の役員を置く。
 - (1) 南北エリア長を各1名
 - (2) 審判・競技・広報部長を各1名。

第 12 条 (役員を選出)

1. 役員を選出は次により行い、NPOリトルリーグ北関東連盟の理事長承認が必要となる。
 - (1) エリアマネージャーはエリア所管リーグで選出する。
 - (2) 専門部長は専門部会の推薦により選出する。

第 13 条 (役員の仕事)

エリアマネージャーはエリアを代表し、次の職務を行う。

- (1) エリアにおけるリトルリーグの普及発展に関すること。
- (2) NPOリトルリーグ北関東連盟決定事項を所管リーグへ周知徹底すること。
- (3) NPOリトルリーグ北関東連盟主催大会の主管として万全を期す。
- (4) その他、所管リーグの刊行物および消耗品等の購入の取りまとめを行う。

第 14 条 (任期)

- (1) 役員の任期は2年とする、但し再任を妨げない。
- (2) 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (3) 役員は、辞任または任期満了の場合においても後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

第 15 条 (解任)

役員が、リトルリーグ関係各位の名誉を毀損し、又は趣旨目的に反するような行動をとったときは、NPOリトルリーグ北関東連盟理事会決議によりこれを解任することが出来る。

第 16 条 (専門部会)

1. 主管運営上の必要により次の専門部を置く。
 - (1) 競技部
 - (2) 審判部
 - (3) 広報部

付 則

1. この規則は、 2022年2月 制定
2. この規則は、 2022年6月 改訂

リトルリーグ埼玉エリア 細 則

第 1 条 (総 則)

埼玉エリア規則第 3条に基づき細則(以下細則と云う)を定める。

この細則は、リトルリーグ埼玉エリア規則(以下規則と云う)を円滑に運用するために定める。

第 2 条 (エリア内の役員)

規則第13条に定める、エリア内への周知徹底を図る。

次のエリア役員と随時、必要の都度エリア会議を開催することができる。

◎エリアマネージャー サブマネージャー ◎リーグ事務局長 事務局次長

◎エリア審判部長 審判副部長 ◎エリア競技部長、副部長

◎エリア広報部長 副部長

第 3 条 (専門部)

規則第21条に云う専門部に関し、別に専門部規程を定める。

第 4 条 (選手登録金)

選手登録金に関し、別に選手登録金規定を定める。

第 5 条 (細則の制定・改廃)

細則を制定または改廃する場合はNPOリトルリーグ北関東連盟理事長承認とする。

付 則

1. この細則は、 2022年2月 制定
2. この細則は、 2022年6月 改訂

選手登録金規程

第 1 条 (目的)

細則第5条に基づき選手登録金規定を次のように定める。

第 2 条 (選手登録金)

埼玉エリアに所属するリーグは定められた期日に支配下選手登録書を提出しなければならない。
また、それを基に選手登録金を定められた期日までに登録金積立口座に納入しなければならない。
選手登録金は次のように定める。

- 1、支配下選手登録書は2月末日までにNPOリトルリーグ北関東連盟事務局長に提出。
- 2、選手登録金 1,000円(1人当たり)
- 3、埼玉エリア会計年度内に進級する3年生以上から徴収し、2年生以下は免除する。
- 4、選手登録金の未納選手は大会に出場できない。
- 5、追加選手登録は秋季大会抽選日をもって当該年度は締切となり以降は次年度に申請する。
- 6、追加選手についてはリーグ入会后、速やかに連盟事務局、競技部長に登録申請する。

登録金は当該年度8月30日までに追加人数分を振込み入金する。

第 3 条 (運用)

選手登録金運用について次のように定める。

- 1、埼玉エリアに所属するリーグの国際登録費
- 2、NPOリトルリーグ北関東連盟が主管する全国大会等の運営費。
- 3、全国大会等が遠隔地開催時の選手・役員及び審判等の派遣費。
- 4、遠隔地とは原則、次に定める連盟とする。但し、理事会の決議にて変更できるものとする。
 - (1)北海道連盟
 - (2)東北連盟
 - (3)信越連盟
 - (4)東海連盟
 - (5)関西連盟
 - (6)中国連盟
 - (7)四国連盟
 - (8)九州連盟

第 4 条 (選手登録金管理)

選手登録金管理は次のように定める。

- 1、管理はNPOリトルリーグ北関東連盟事務局長に委託する。
- 2、監査はNPOリトルリーグ北関東連盟監事に委託する。
- 3、収支報告は委託された事務局長および監事がエリア長に報告するものとする。

付 則

1. この細則は、 2022年2月 制定
2. この細則は、 2022年6月 改訂

専門部規程

第 1 条 (目的)

埼玉エリアが主管する各種大会を円滑・安全・正確・公平・健全かつ積極的に運営するため、連盟規則第16条に基づき専門部規程を次のように定める。

第 2 条 (部員の選任)

専門部長は、専門部会の互選により推薦され、NPOリトルリーグ北関東連盟理事長の承認を得る。

1. 専門部に部長及び副部長を置く。(以下部と云う)
2. 部に各エリアから推薦された部員若干名を置く。
3. 副部長は部員の互選により決定する。

第 3 条 (部員の任期)

部員の任期は連盟規則第14条の役員の任期に準ずる。

第 4 条 (専門部の任務)

各専門部は次の任務を分担する。

1. 競技部
 - (1) 審判部との連絡・調整・講習に関すること。
2. 審判部
 - (1) NPOリトルリーグ北関東連盟の主催、主管大会の審判に関すること。
 - (2) 審判部員の技術指導・講習に関すること。
 - (3) 競技部との連絡・調整に関すること。
3. 広報部
 - (1) NPOリトルリーグ北関東連盟および主催、主管大会大会・その他PRに関すること。
 - (2) 各部との連絡・調整に関すること。
4. 婦人部
 - (1) NPOリトルリーグ北関東連盟の主催、主管大会大会の運営サポートに関すること。
 - (2) 婦人部の連絡・調整・講習に関すること。
 - (3) その他連盟主催の行事に関すること。

付 則

1. この細則は、 2022年2月 制定
2. この細則は、 2022年6月 改訂